

令和3年11月25日

令和3年第3回臨時会会議録

中種子町議会

令和3年第3回中種子町議会臨時会会議録

令和3年11月25日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度中種子町一般会計補正予算（第5号））
- 第4 認定第1号 令和2年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第2号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第3号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第4号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第5号 令和2年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について
- 第9 議案第50号 増田小学校体育館改修工事請負変更契約について

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浦邊和昭君 | 2番 | 橋口渉君 |
| 3番 | 池山喜一郎君 | 5番 | 永濱一則君 |
| 6番 | 蓮子信二君 | 7番 | 濱脇重樹君 |
| 8番 | 下田敬三君 | 9番 | 迫田秀三君 |
| 10番 | 日高和典君 | 11番 | 戸田和代さん |
| 12番 | 園中孝夫君 | 13番 | 徳永留夫君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0人）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 町長 | 田淵川寿広君 | 副町長 | 土橋勝君 |
| 総務課長 | 阿世知文秋君 | 町民保健課長 | 日高隆雄君 |
| 福祉環境課長 | 森山豊君 | 農林水産課長 | 園田俊一君 |
| 建設課長 | 池山聖年君 | 農地整備課長 | 遠藤淳一郎君 |

企 画 課 長	上 田 勝 博 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	池 端 み どり さん
税 務 課 長	南 奈 津 紀 さん	水 道 課 長	牧 瀬 善 美 君
保 育 所 長	浦 口 吉 平 君	空 港 管 理 室 長	徳 永 和 久 君
行 政 係 長	榎 元 卓 郎 君	財 政 係 長	鮫 島 司 君
教 育 長	北 之 園 千 春 君	教 育 総 務 課 長	横 手 幸 徳 君
社 会 教 育 課 長	春 田 功 君	選 挙 管 理 局 長	阿 世 知 文 秋 君
農 委 事 務 局 長	石 堂 晃 一 君		

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 下 村 茂 幸 君 議事係長 稲 子 隆 浩 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回中種子町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、橋口渉君、3番、池山喜一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度中種子町一般会計補正予算（第5号））

○議長（徳永留夫君） 日程第3、承認第10号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

承認第10号を説明する前に、議案について議員の皆様方におわびを申し上げます。

招集告示の際に、職員の給与に関する条例の一部改正について、付議事件としてお知らせしておりました。当初、人事院勧告のとおり、国家公務員同様、職員の期末手当支給率を引き下げる予定としておりましたが、議員の皆様も報道などで御承知のとおり、政府はボーナスの引下げについては、コロナからの回復途上にある日本経済にマイナスの影響を与えるとして、国家公務員の期末手当支給率の引下げを先送りいたしました。

本町につきましても、国県の動向並びに指導に基づき、期末手当支給率の引下げについては、先送りをさせていただくということになりましたので、今臨時会

での上程を取りやめさせていただいたところでございます。深くおわびを申し上げます。

また、増田小学校体育館改修工事請負変更契約について、緊急を要することから、追加付議として上程をさせていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、承認第10号、令和3年度中種子町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大により、本年8月から9月にかけて実施された蔓延防止等重点措置の適用に伴い、経済的影響を受けた事業者へ事業継続支援金を交付するための経費を緊急に計上するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月1日に一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

商工費は、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金を1,200万円計上しております。

歳入予算につきましては、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,082万3,000円計上。また、財源調整のため財政調整基金を繰入れております。

その結果、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、補正後の予算総額を73億5,254万1,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第10号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は、承認することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|------|-------|-------------------------------------|
| 日程第4 | 認定第1号 | 令和2年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 | 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 認定第3号 | 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 認定第4号 | 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |

認定について

日程第 8 認定第 5 号 令和 2 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（徳永留夫君） 日程第 4、認定第 1 号、「令和 2 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第 8、認定第 5 号、「令和 2 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで、5 件を一括議題とします。

本件は、決算特別委員会への付託案件です。

委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、日高和典君。

[決算特別委員長 日高和典君 登壇]

○特別委員長（日高和典君） おはようございます。

令和 3 年度決算特別委員会報告書、令和 2 年度決算。令和 3 年 9 月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました、認定第 1 号、令和 2 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 5 号、令和 2 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定についてまでの 5 件の審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、9 月 27 日から 30 日までの 4 日間、全委員出席のもと開催され、審査に当たっては、予算を議決した趣旨と目的に沿って、収入確保の努力が十分なされ、その実績が良好であるか、支出が歳出予算の目的どおり、適法適正に執行されているか、そして、その成果が十分達成されているか、前年度の決算特別委員会の要望事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されてきたか等を基本に、主要施策の成果並びに決算書について説明を求め、現地調査を含め審査を行いました。

初めに決算の概要を報告します。

まず、一般会計ですが、歳入総額は 85 億 5,294 万円、歳出総額は 84 億 5,748 万 6,000 円であり、前年度に比べると歳入で 26.5%、歳出で 26.4%それぞれ増加をしております。

歳入歳出の差引き額、いわゆる形式収支は 9,545 万 4,000 円の黒字で、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、5,033 万 5,000 円となっています。

また、主要財務比率は、財政力指数 0.23、経常収支比率 89.4%、実質公債費比率 10.2%であり、経常収支比率、実質公債費比率ともに依然として高い水準にあるが、公債費負担の指数はある程度良好な状況となっています。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業勘定特別会計を初め、三つの特別会計は、歳入総額 25 億 6,402 万 2,000 円、歳出総額 25 億 5,616 万円で、差引き 786 万 2,000 円であり、実質収支額も同額となっております。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の差引きで、1,281 万 4,000 円の増額が生じており、損益計算書によれば、3,377 万 9,000 円の当年度純損

失となっています。資本的収入及び支出の差引き不足額1億5,002万7,000円については、過年度損益勘定留保資金2,927万9,000円、当年度損益勘定留保資金5,686万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,388万4,000円で補填をされております。

審査初日、審査に先立ち、代表監査委員の決算審査意見書の説明を求めました。令和2年度、本町において、第6次中種子町長期振興計画並びに第2期中種子町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、四つの基本目標を掲げている。今後、さらに人口が減少していくことが予測される中で、地方を取り巻く財政状況は先行きが不透明であり、新型コロナウイルスの影響により、財源の確保はさらに厳しさを増すものと予想される。このような状況を踏まえ、各事務事業等の抜本的な見直しを継続するとともに、従来にも増した経費削減、合理化を初めとする行政改革の推進に引き続き努めていただきたい。また、税収等の自主財源確保のためにも対策を強化し、収入未済額の解消及び不納欠損処分の防止に積極的に取り組まれ、計画的かつ効率的な行財政運営により、一層の町民福祉の向上、増進に寄与されるよう要望するとのことでした。

4日間における各課の決算概要及び事項別明細書による説明は、成果報告書のとおりでした。

令和2年度の主な事業としては、原之里線道路改良舗装工事、種子島こり～な舞台設備改修工事、農地・農道・町道の整備や河川改修事業などが実施されており、事業執行はおおむね議決の趣旨及び目的に沿って事業がなされ、成果を収めたものと認めました。

続きまして、審査の過程において議論された質疑、意見等の概要を申し上げます。

移住定住対策の地域支援事業の実績は。に対し、1件の利用があり、上限額が80万円、プラス子ども1人10万円、90万円の支給となりました。との答弁。

農業次世代人材投資事業の作物ごとの内訳は。に対し、普通作2名、生産牛3名、花卉2名、酪農1名、野菜4名、果樹1名です。との答弁。

中央保育所の支援センター事業で980万円計上されているが、その効果は。に対し、赤ちゃん教室154組、幼児学級では1歳児119組、2歳から4歳児156組、延べ合計275組となっています。集まったときに、サークル活動に通じるような感覚で、仲間ができることで、事業の効果はかなり高いと思います。との答弁。

学童支援員の確保に苦慮されているが、賃金の値上げは考えられないか。に対し、今年度からは、放課後児童クラブとして実施しており、国の事業を活用したので時給900円で、昨年度よりは上がっています。学童の開所時間が2時から6時であり勤務時間が短いので、月額金額は上がりません。との答弁。

空港管理室のコロナ感染症対策として、検温は出口のみ実施か。に対し、出口のみで、来られた方のみの実施です。と答弁。

緊急着陸はあったか。に対し、米軍機が一機1回のみ故障でありました。との

答弁。

国保特別会計において、被保険者数が100名減少しているが理由は。に対し、若年者の社会保険加入もあり、高齢者のうち前期高齢者から後期高齢者へ移行している関係で、減少していると思います。との答弁。

税務課において、コロナの関係で島外徴収は出来なかったが、電話等での徴収実績は。に対し、島外出張徴収をしなかったのはコロナ感染もありますが、ある程度分納が順調に出来ていることもあり、新規訪問する対象も少なかったので中止しました。また、継続中の相手には電話で状況把握をし、財産調査で新たに見つかった財産については、納付約束にて納付をお願いしています。当該滞納者の収納率については、いい実績でした。との答弁。

徴収業務の日誌等は整備されているか。に対し、徴収に行った場合は、システムに入力して内容を管理しており、課長にも報告しています。との答弁。

本町での各消防分団において、団員不足はないか。に対し、令和2年度末で条例定数183名に対し178名となっており、5名の定員不足となっています。との答弁。

今年度の増田校区の防災訓練はコロナで中止したが、関係者のみで初動体制の確認等、集まって机上の訓練だけでも考えなかったのか。に対し、例年であれば、全員集めて訓練を実施していたが、コロナの関係で昨年度は見送ることにしました。本年度も続けて、増田校区を対象に計画をしていますが、校区長、集落長、会計等で電話と連絡網体制などの訓練を考えています。11月初旬をめどに実施を計画しています。との答弁でした。

最終日には現地調査を実施し、福祉環境課所管の温泉保養センター改修工事、建設課所管の下馬通線野間工区歩道整備工事、町営横町団地建築工事を調査しました。

次に、一般会計及び特別会計を含めた収入未済額と不納欠損処分についてですが、このことは監査委員の意見書の中でも毎年強く指摘をされています。

一般会計の収入未済額は、繰越事業に係る国県支出金及び繰入金と町債を除く収入未済額が6,823万7,000円であり、前年度と比較すると、2,107万6,000円減少しております。

特別会計では、国保会計の保険税2,960万5,000円、介護保険会計の保険料340万1,000円、後期高齢者医療会計の保険料57万4,000円がそれぞれ収入未済額となっています。

収入未済額の改善については、様々な努力をされていますが、このような状態が続くと自主財源の減少、依存財源比率の増加につながり、財政運営に大きな影響を及ぼします。多額の滞納額の整理は、全庁的に取り組むべき喫緊の課題であり、今後も町滞納金徴収対策本部会を中心に、各課連携を密にし統一した考えで対処してもらいたい。

不納欠損処分は、町民税53万2,000円、固定資産税337万2,000円、軽自動車税25万9,000円、国保税336万1,000円、介護保険料125万8,000円と

減少している。不納欠損処分は毎年処理されており、処分調書によると、時効消滅が 513 人、482 件となっている。

債務者個々の実態把握に努め、強力で説得すれば改善の余地はなかったか。さらに、時効による不納欠損処分については十分に調査検討及び処分時期に注意し、時効中断の措置を行い、時効による不納欠損の防止に最大限の努力を傾注し、善良な納税者に明確な説明ができるよう適切な事務処理を求めます。

以上が、審査の過程で議論された主なものでありますが、指摘事項及び監査委員の指摘事項についても、委員全員の一致した意見であり、十分検討し的確な対応を講じられるよう強く求めるものであります。

委員会として、認定第 1 号、令和 2 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 5 号、令和 2 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定についてまでの 5 件について慎重に審査し、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。今後とも、引き続き健全財政の堅持とともに、住民福祉向上と町政発展に努力することを望むものであります。

以上申し上げて、決算特別委員会の委員長報告とします。

○議長（徳永留夫君） これで委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

初めに、認定第 1 号、令和 2 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第 1 号は、認定することに決定しました。

次に、認定第 2 号、令和 2 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第 2 号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和2年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第50号 増田小学校体育館改修工事請負変更契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第9、議案第50号、「増田小学校体育館改修工事請負変更契約について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第50号について説明いたします。

増田小学校体育館改修工事請負変更契約を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的は、増田小学校体育館の外壁改修工事が主な内容です。契約の変更金額は、125万2,000円です。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間5,122番地8、株式会社日高工務店、代表取締役 日高政浩でございます。

以上、よろしく願います。

なお、詳細につきましては、教育総務課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（横手幸徳君） それでは御説明いたします。

増田小学校体育館改修工事につきましては、契約金額 5,753 万円で、令和 3 年 6 月 9 日に議決していただいたところでございます。現在までに、床及び屋内部分の改修が完了しております。外壁及び屋根の改修を実施するに当たり、足場を設置し、施工か所及び施工量の詳細調査を行った結果、新たに施工すべきか所が生じたことから、契約額を変更するものでございます。

追加する内容は、外壁改修工事では、壁面等の爆裂部分の補修、表面モルタルに浮きが見られる部分の補修、亀裂か所の補修の追加でございます。また、足場の設置により、給食コンテナ室への搬入が出来ないため、給食の仮設搬入口の設置を追加するものでございます。

これらの追加による変更後の契約金額は、5,878 万 2,000 円となります。

なお、今回の変更契約に伴う完成期限の変更はございません。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号は、可決されました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回中種子町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前 10 時 29 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員